

2006年10月25日

新株予約権を用いたストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定ならびに2006年6月22日開催の当社定時株主総会の特別決議に基づき、ストックオプション付与を目的として発行する新株予約権の具体的な内容を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 第12回普通株式新株予約権

1. 新株予約権の割当日
2006年11月16日

2. 新株予約権の総数
10,695個

3. 新株予約権と引換えするに金銭の払込み
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式 1,069,500株（各新株予約権の目的である株式の数 100株）

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日（終値（以下に定義する。）のない日を除く。）の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、その金額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、②行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日（終値のない日を除く。）の各日における終値の単純平均の金額（1円未満の端数は切り上げる。）、または③新株予約権の割当日の終値（当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれかを下回る場合は、そのうち最も高い金額とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間
2006年11月16日から2006年11月15日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

8. 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の割当対象者およびその人数

当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員 計 591 名

(2) 第13回普通株式新株予約権

1. 新株予約権の割当日

2006年11月16日

2. 新株予約権の総数

14,498 個

3. 新株予約権と引換えにする金銭の払込み

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 1,449,800 株 (各新株予約権の目的である株式の数 100 株)

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当りの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じて得られる金額とする。行使価額は、当初、新株予約権の割当日の前10営業日(終値(以下に定義する。)のない日を除く。)の各日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の単純平均(以下「基準円価額」という。)を、同10営業日の各日における東京の主要銀行が提示する米ドル対顧客電信売り相場の単純平均の為替レート(以下「基準換算レート」という。)で換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、基準円価額が、①新株予約権の割当日の翌日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日における終値の単純平均の金額、②行使価額決定日である新株予約権の割当日に先立つ45営業日目に始まる30営業日(終値のない日を除く。)の各日にお

ける終値の単純平均の金額、または③新株予約権の割当日の終値(当該日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれかを下回る場合は、そのうち最も高い金額を基準換算レートで換算した米ドル額(1セント未満の端数は切り上げる。)とする。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2006年11月17日から2016年11月16日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

7. 新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 当社が消滅会社となる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画が当社株主総会(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会)で承認されたときは、当該合併、株式交換または株式移転の効力発生日以降新株予約権は行使することができない。

8. 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

9. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得(新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権者の遺産または受益者への移転を除く。)については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の割当対象者およびその人数

当社および当社子会社の取締役、執行役および従業員 計 511 名

以上

(お問い合わせ先)

ソニー株式会社 IR 部
電話 (03)5448-2180